

仕事中のケガや病気の治療が無料 休業補償

労 災 保 険

特 別 加 入

会 員 募 集

月額 819 円~

* 年間保険料 3,831 円 + 年間事務組合費 6,000 円の月割額

2021年4月より仕事や通勤中のケガ、病気、障害、死亡等の場合、労災保険の補償を受けられるようになりました

対象範囲

柔道整復師法に基づく「柔道整復師」資格をお持ちで

*詳しい対象範囲は裏面へ

個人事業主・労働契約ではない
請負等により業務に従事している方

従業員を雇っている中小事業主の方



WEBサイト



0120-020-631

ローサイ

営業時間9:00~17:30(土日祝・年末年始休業)

<http://www.rousaikumiai.com/freelance/>



労災保険 特別加入制度とは

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する**国の制度**です。労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「**特別加入制度**」といいます。

これまでは、フリーランスで働いている方(個人事業主等)は労働者ではないため、労災保険に加入することができませんでしたが、**2021年4月より**新たに**対象範囲が拡充され、柔道整復師の皆様も加入することができるようになりました。**

労災保険の給付内容

労災保険給付では、ケガ等の治療費などの療養費、ケガ等で休業する際の休業期間の給付、治療後に障害が残った場合の給付、お亡くなりになった場合の遺族への給付等が支給されます。

療養(補償)給付

労災指定病院による**必要な治療が無料**で受けられます。



休業(補償)給付

休業4日目以上、休業1日につき**給付基礎日額の60%相当と特別支給金として給付基礎日額の20%相当の合わせて80%が支給**されます。



障害(補償)給付

業務災害等による傷病が治った後に障害等級第1～7級に該当する障害が残った場合、**給付基礎日額の最大313日分が支給**されます。



遺族(補償)給付

業務災害等により死亡した場合は遺族の人数に応じて、**給付基礎日額の最大245日分が支給**されます。

その他、**傷病補償給付、葬祭料、葬祭給付、介護(補償)給付**、併せて、**特別支給金**が支給されます。詳しくは、厚生労働省 労災保険特別加入制度のしおりをご覧ください。

加入手続きの流れ

柔道整復師



申し込み

TMC労働保険組合

個人
特別加入団体

中小事業主
労働保険事務組合

申請

所轄の労働基準監督署
都道府県労働局



<個人> 加入したい団体へ申し込み
<中小事業主>
事務の委託・特別加入の申し込み

保険料

※税込価格

給付基礎日額 ※1	年間保険料 *保険料率 3/1000	年間組合費 ※2	年間 支払い合計 ※3	月々 換算
3,500円	3,831円	6,000円	9,831円	819円
5,000円	5,475円		11,475円	956円
10,000円	10,950円		16,950円	1,412円

基礎算定日額とは、労災保険の保険料や休業(補償)給付などの給付額を算定する「基礎」となるものです。給付基礎日額を基に、保険料の計算や給付基礎日額の〇%を給付といった算定を行います。
※月額保険料や給付の額ではありませんのでご注意ください。

※1 3,500~25,000円まで任意の金額を申請できます。

※2 申請代行、事務手続き等の費用です。

※3 お支払いは原則年間一括払い。年度途中での加入は加入月に応じた保険料算定基礎額により保険料を算出します。

仕事中にケガや病気を 患ってしまった時

給付基礎日額1万円の場合

休業(補償)給付

*20日間休業した場合

- ① 給付基礎日額の**60%相当**
 - ② **特別支給金**
給付基礎日額の**20%相当**
- ①6,000円 + ②2,000円 × (20日 - 3日)
= **10万2,000円給付**

障害(補償)給付

*障害第1級の場合

- ① 給付基礎日額の**313日分**
 - ② **特別支給金(一時金)342万円**
- ①313万円 + ②342万円 = **655万円給付**



療養(補償)給付

給付基礎日額とは関係なく
必要な治療が**無料**で受けられます



万が一の時 残された遺族へ

遺族(補償)給付

*遺族が4人の場合

- ① 給付基礎日額の**245日分**
 - ② **特別支給金(一時金)**
遺族の人数に関わらず**300万円**
- ①245万円 + ②300万円
= **545万円給付**



対象範囲

柔道整復師法に基づく「柔道整復師」資格をお持ちの方で

個人事業主・労働契約ではない請負等により業務に従事している方 ※1

100名以下の従業員を雇っている中小事業主の方 ※2

※1 雇用形態に関わらず、実態として労働者として認められる場合は、労災保険が適用されるため、特別加入する必要はありません。この場合、事業主が保険料を納めることになります。

※2 ①雇用する労働者について保険関係が成立している②労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること
の条件を満たし、所轄の都道府県労働局長の承認を受けていること。

労災保険は国の制度です

労災保険 と 民間保険(医療・生命保険)の違い

	労災保険	民間保険
病院代 治療費	全額補償(上限なし) 入院・手術等含む ケガや病気が治るまで無料	基本自己負担 保険金に限度あり (最大90日～等)
補償	休業補償8割 病院代とは別に支給	1日〇千円 等 入院、通院の後に請求
障害 死亡	重い障害、死亡の場合 生涯にわたって、 障害年金、遺族年金を支給	一時金1000万円 等

「労災保険特別加入制度」について詳しくは厚生労働省サイトへ

厚生労働省 労災保険への特別加入

検索

TMC労働保険組合

TMC労働保険組合は、東日本を中心に全国展開している厚生労働大臣から認可・承認された団体です。事業主の代わりに労働保険(労災保険、雇用保険)の加入や保険料の申告、納付など、労働基準監督署やハローワークへの届出業務、その他労働保険事務手続きを行っております。

また、万一の事故対応も社会保険労務士がしっかりサポートしますので安心してご加入ください。個人事業主、中小事業主等特別加入など労災保険特別加入についてお気軽にご相談ください。

TMC労働保険組合 本部 所在地：栃木県那須塩原市大原間西1-10-6
TEL：0120-020-631 rousai@tmc-jinji.com